

高等教育の機会均等に関する要望

平成29年12月
日本私立大学団体連合会

現在、政府・与党において、開かれた教育の機会均等に向け、活発な議論がなされています。

その議論の過程において、高等教育の経済的軽減に関するスキームを構築する際には、私立大学の経常的経費に対する補助を充実させて学生納付金に関する国私間格差を縮小させたいと、国立か私立かの設置形態に依拠するのではなく、学生一人ひとりの能力と経済状況に応じたきめ細かい支援体制を構築していただきますようお願いいたします。

高等教育にしっかり国費を投じ、社会が高等教育を通じた人づくりを支える確固たる体制を築いていただきますよう強く要望します。

【基本的考え方】

1. 高等教育に対する公財政支出の低位性の改善

教育への投資、とりわけ高等教育への投資の経済的・社会的効果は極めて高いにもかかわらず、OECD加盟国をはじめとする諸外国との国際比較におけるわが国の高等教育段階に対する公財政教育支出の対GDP比の低位性は明らかであり、その改善が急務である。

2. 私費(家計)負担依存からの脱却並びに大学進学の実現

教育基本法第4条(教育の機会均等)に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、高等教育費に係る私費(家計)負担依存からの脱却並びに大学進学の実現するための施策の実行が急務である。

将来的に消費税収入の一部を教育目的のために支出することができるようにするなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高等教育へ投資することが必要である。

3. 不合理な国私間格差の是正

多様な価値の追求、唯一の解が必ずしも存在しない問題の解決を図っていくことを求められる現代においては、高等教育への機会は均等に開かれるべきである。その意味では、大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、学部学生一人当たりの公財政支出の国私間格差(約 13 倍)、公財政支出による授業料減免や施設設備整備補助の現状に係る国私間格差は不合理である。今後の国立大学の機能、果たすべき役割を勘案したうえで、その抜本的な改善が急務である。

4. 私立大学等経常費補助金の拡充

私立大学の経常的経費の補助割合は、私立学校振興助成法(附帯決議)において「速やかに2分の1とする」とされたにもかかわらず、昭和 55 年度の 29.5%をピークに減少の一途を辿り続け、現在は約 9.9%、直近の推計で平成 29 年度は 9.8%に落ち込むことが見込まれる。少子化の進展と国の支援における国私間格差が深刻な課題となって私立大学の経営を圧迫しており、私立大学の自助努力だけでは、新しい価値の創造や世界の大学との競争が困難である。

国は、学部学生の 78%を擁する私立大学を高等教育政策の中核と位置づけ、私立大学の多様な教育研究事業を安定的に推進するための私立大学等経常費補助金を大幅に拡充すべきである。